

公益財団法人東京しごと財団における平成30年度事業
(団体別採用カスパイラルアップ事業)の公募について

1 総則

以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書(以下、企画募集説明書という。)及び募集要項によるものとする。

2 募集事業名

団体別採用カスパイラルアップ事業

人材確保等に課題を抱えている業界や中小企業団体(以下、「団体」という。)に属する東京都内の中小企業に対し、女性活躍推進及び働き方改革の視点に立ち、採用支援や育成・定着・雇用環境整備に取り組めるよう団体を通じた人材確保支援を行う。さらに、好事例等を団体及び業界全体に波及させることにより、団体及び業界の採用力の底上げを図る。

3 実施期間

契約締結日から平成32年(2020年)3月31日までの間で財団が指定する期間

4 仕様内容及び予算額

募集要項による。

5 運営方法

本事業は、(公財)東京しごと財団(以下、「財団」という。)が東京都から運営を委託されており、実施にあたり、財団から団体に再委託する。

また、団体は、業務を適正かつ効率的に遂行するため、その他の団体及び民間事業者等で構成される事業体(以下、「コンソーシアム」という。)で応募することができる。

6 参加資格

(1) 団体単独で応募する場合

団体は、以下の全ての要件を満たしていることが必要である。

ア 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合等であること。

イ 製造業や建設業など業種別の中小企業等で構成される業界団体で、構成員(会員、組合員等)の5割以上が中小企業であること。

ウ 都内全域を活動範囲としていること。

※現状、都内全域で活動していない場合も、団体の設立目的から鑑みて活動範囲とみなすことができれば応募対象となる。

エ 「団体課題別人材力支援事業」平成29年度業務委託受託団体でないこと。

オ 都内に住所又は主たる事務所があること。

カ 法令等を遵守していること。

(ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。

(イ) 労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。

- (ウ) 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。
 - (エ) 企画提案申込み時から遡って1年間に公的機関その他等との委託契約等における契約違反がない者
 - (オ) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者
 - キ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした者（債権者を除く）又は手続きの開始決定がされた債務者。
 - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者（債権者を除く）又は再生手続きの開始決定がされた債務者。
 - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申し立てをした者（債権者を除く）又は破産手続きの開始決定を受けた者
 - ク 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に準じて、次の(ア)、(イ)のいずれにも該当する者でないこと。
 - (ア) 当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者
 - (イ) 以下のa～gのいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）
 - a 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者
 - b 公正な競争の執行を妨げた者
 - c 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - d 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - e 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
 - f 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者
 - g 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ケ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。
 - コ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
 - サ 仕様説明会に参加した者
- (2) コンソーシアムで応募する場合
- コンソーシアムの代表者は上記(1)の全ての要件を、また構成員候補者は法人格を有し、代表者以外の団体は上記(1)オ～コの全ての要件を、その他民間企業等は上記(1)カ～コの全ての要件を満たしていることが必要である。
- ※ 業界団体とコンソーシアムを構成しない民間企業等は、単独で応募できない。

7 仕様説明会の実施

実施日時、実施場所

事業名	実施日時	実施場所
団体別採用カスパイラルアップ事業	平成30年4月27日(金) 13時30分から	(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課セミナールーム (住所:東京都千代田区西神田 三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館5階)

※ 参加者は団体単独の場合は2名以内、コンソーシアムを組む場合は、構成員候補者も含め4名以内とする。

8 仕様説明会参加申込み及び募集に関する問い合わせ

仕様説明会参加に当たっては、別紙仕様説明会参加申込書に記入の上、4月24日(火)17時までに下記申込先宛、E-mailにて送付すること。

(公財)東京しごと財団総務課経理係

電話 03-5211-2308 メールアドレス nyusatsu@shigotozaidan.or.jp

なお、本事業の内容等に関する質問は、仕様説明会当日および仕様説明会終了後の質問受付期間とし、事前の電話等による質問には、一切応じない。

9 契約情報の公表

本契約が平成22年10月1日付東京都総務局22総行革監第26号による公表対象となる場合(契約金額250万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

参考 事業者選定までのスケジュール

4/16(月)~4/24(火)	公示期間(仕様説明会への参加申込み)
4/27(金)	仕様説明会
4/27(金)~5/8(火)	質問受付期間
5/11(金)	質問回答日
5/14(月)	企画提案参加希望書類提出締切
5/17(木)	業者選定委員会(書面審査)
5/18(金)	書面審査の結果の連絡(書面審査合格者のみ)
6/1(金)	企画提案申請書類提出締切
6/下旬	企画提案実施
7/月上旬	受託予定事業者(契約内定者)決定の連絡

※ 本予定は変更される場合がある。